

藤健福第1522号
平成27年3月31日

日中一時支援事業提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所



平成27年度藤井寺市日中一時支援事業について（通知）

平素は本市福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、貴事業所と本市との間で協定を交わしております日中一時支援事業につきまして、その報酬額については、障害福祉サービスの短期入所サービスの地域区分を利用して算定しておりますが、平成27年4月からの地域区分の改定及び報酬改定を受け、日中一時支援事業の地域区分及び報酬も同様に改定されますので、お知らせいたします。

なお、適用時期は平成27年4月サービス提供分からとなります。請求金額が従前額と異なりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

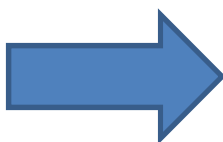
連絡先

藤井寺市健康福祉部福祉総務課 障害者福祉担当

電話番号：072-939-1106（直通）

FAX 番号：072-952-9503

平成27年3月末まで		
種別・区分	区分	単位数
障害者	区分6	888
	区分5	755
	区分4	623
	区分3	561
	区分2	490
	区分1	490
	遷延性意識障害	1,298
	療養介護対象者	2,267
障害児	区分3	755
	区分2	592
	区分1	490
	遷延性意識障害	1,298
	重症心身障害児	2,267



平成27年4月以降		
種別・区分	区分	単位数
障害者	区分6	892
	区分5	758
	区分4	626
	区分3	563
	区分2	492
	区分1	492
	遷延性意識障害	1,304
	療養介護対象者	2,277
障害児	区分3	758
	区分2	595
	区分1	492
	遷延性意識障害	1,304
	重症心身障害児	2,277

●利用時間の算定割合

時間区分	4時間未満	4時間～8時間未	8時間以上
算定割合	0.25	0.5	0.75

●日中一時支援事業の算定方法

日中一時支援事業の単価は、国の短期入所の報酬基準単価を下に、下記の計算により算出します。

日中一時支援額 = 国の報酬基準単価 × 利用時間割合 × 地域区分

* 日中一時支援額は、小数点以下は障害福祉サービスと同じく切り捨てます。

地域区分(一部抜粋)

	平成26年度	平成27年度
東大阪市	10.6	10.6
大東市	10.5	10.6
富田林市	10.36	10.36
羽曳野市	10.32	10.36
松原市	10.32	10.36
柏原市	10.18	10.18
河内長野市	10.27	10.36
太子町	10.14	10.18
河南町	10.14	10.18